

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

法令及び当社定款第20条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ
(<http://www.unext.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社U-NEXT

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社U-NEXTマーケティング
株式会社U-MX
株式会社Next Innovation

② 連結範囲の変更

株式会社U-CMは、平成28年12月19日に解散し特別清算手続きの決定を受け、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められたため、子会社から除外しております。

連結の範囲に含めておりました株式会社UPSIDEは、株式の売却により当連結会計年度に連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 3社
- ・ 関連会社の名称 D.U-NET株式会社
株式会社minimini-NEXT
カルチュア・ネクスト・プロダクション株式会社

② 持分法適用範囲の変更

当連結会計年度においてカルチュア・ネクスト・プロダクション株式会社の株式を取得したため、持分法の適用の範囲に含めております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、12月31日現在で仮決算を行った計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・商品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法（ただし平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年～5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 販売促進引当金

販売促進を目的とするキャッシュバック制度及びポイント制度に基づく費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社の内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当該会計方針の変更に伴う連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 824,440千円
上記、減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
- (2) 担保に供している資産および担保に係る債務
- ① 担保に供している資産
- | | |
|--------------|-------------|
| 売掛金 | 1,272,041千円 |
| その他流動資産（預託金） | 132,000千円 |
| 合計 | 1,404,041千円 |
- ② 担保に係る債務
- | | |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 1,189,358千円 |
|-------|-------------|

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 16,425,600株 |
|------|-------------|

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年3月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	98,553	6	平成27年12月31日	平成28年3月31日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 129,000株 |
|------|----------|

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金並びに企業買収資金となっており、主に金融機関からの借入により調達しております。

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、運転資金及び設備資金並びに企業買収資金であり、償還日は最長で決算日後5年であります。長期借入金の一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5) 重要なヘッジ会計の方法〕」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各事業部門及び財務経理部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、金利変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき、実需の範囲内で行うこととしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,978,576千円	1,978,576千円	－千円
(2) 売 掛 金	9,516,959		
貸倒引当金（＊１）	△1,010,163		
	8,506,795	8,506,795	－
資産計	10,485,372	10,485,372	－
(1) 買 掛 金	4,637,456	4,637,456	－
(2) 短 期 借 入 金	2,689,358	2,689,358	－
(3) 未 払 金	1,630,839	1,630,839	－
(4) 未 払 法 人 税 等	306,209	306,209	－
(5) 長 期 借 入 金 （＊２）（＊３）	3,659,233	3,641,861	△17,371
(6) リース債務（＊２）	37,971	36,965	△1,005
負債計	12,961,066	12,942,689	△18,377

（＊１） 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊２） 長期借入金及びリース債務には、１年内返済予定分を含めて表示しております。

（＊３） 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	43,386千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 226円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △56円95銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(1)連結子会社（株式会社U-NEXT SPC1）による株式会社USEN株式に対する公開買付け及び経営統合に関する基本合意書締結の件

当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1（以下「公開買付者」といいます。）は、平成29年2月13日開催の取締役会において、公開買付者が、株式会社USEN（以下「対象者」といい、対象者の普通株式を「対象者株式」といいます。）が所有する自己株式及び不応募対象株式（宇野康秀氏（以下「宇野氏」といいます。）が所有する対象者株式のすべて及び株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）が所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者株式をいいます。また、下記「⑤ 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「2. 光通信との間の応募契約」に定義する応募契約②が締結された場合は応募契約②において本公開買付けに応募しない旨を合意した対象者株式を含みます。以下同じです。）を除く対象者株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得し、対象者株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社と対象者との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施することを決議いたしました。当社グループは、平成27年2月より自社サービスの固定ブロードバンド回線サービス「U-NEXT光」の提供を行っており、順調に顧客を増やしておりますが、本事業の取得により、顧客基盤を大幅に拡大するとともに、顧客へ提供できるサービスラインナップの拡充を図り、かつ安定的な事業収入を得て今後の業績に寄与するものと見込み、本事業を取得することといたしました。

①本公開買付けの目的

当社は、映画やドラマ等のコンテンツ配信を中心とした映像配信事業であるコンテンツプラットフォーム事業（以下「CP事業」といいます。）、並びに光回線及びモバイル回線によるインターネット接続サービスを中心とした通信事業であるコミュニケーションネットワーク事業（以下「CN事業」といいます。）を営んでいます。当社及び対象者は、平成22年12月に対象者の事業再構築の施策の一環として行われた、対象者から当社に対するCP事業とCN事業の両事業の引き継ぎ（以下「本事業再編」といいます。）以降、今日に至るまで、異なる法人格として、また両社の間で資本関係を有さない関係の下、事業を行って参りました。その後、当社を取り巻く環境は大きく変化を続けており、当社としては常に競争優位性を確保して成長を加速するための事業戦略を強固にしていく必要に迫られています。

他方、連結子会社3社及び関連会社3社から成る対象者グループは、現在、音楽配信事業、業務用システム事業、ICT事業、その他事業（集客支援事業等）を展開しております。当社としては、対象者は平成28年3月にシンジケートローンの総額借換え並びに優先株式の取得及び消却を実施し、バランスシートの健全化を進めつつ、既存事業の維持・拡大による強固な基盤を土台に新サービスを含めラインアップを拡充し様々なトータルソリューションを提供できる企業へと成長する戦略を描いておりますが、一方で、財務基盤の改善を優先し、積極的な投資を抑制してきた

こともあり業績は横ばいであり、今後は明確な成長戦略の打ち出しが喫緊の経営課題になっていると認識しています。

上記のとおり、当社及び対象者それぞれが現在の事業環境に対する経営課題を抱えている中で、当社の代表取締役社長及びその支配株主である株式会社UNO-HOLDINGSの一人株主であり、かつ、対象者の取締役会長及び主要株主であり筆頭株主である宇野氏は、当社が持つ個人顧客販売網と映像・通信サービス、対象者が持つ全国147ヶ所の事業所・61万8,410店舗（平成28年12月31日時点）を超える法人販売網と音楽配信サービスについて、平成22年12月に対象者が本事業再編を行った際には見通せなかったシナジーが当社及び対象者の両社に生じると考えました。そこで、宇野氏は、平成28年2月下旬、当社に対して、当社及び対象者の協業に関する施策及び両社が一体となることによるシナジー効果について検討を依頼し、平成28年4月中旬、当社において、これらに関する検討を開始しました。

以上のような経緯を経て、当社は、平成28年7月下旬から、両社の持株会社体制についての構想を持ち始め、平成28年8月上旬、当社より、対象者に対して、本経営統合に関する検討及び協議を開始したい旨を伝達し、対象者との間で本格的な検討・協議を続けて参りました。

そして、当社としては、両社の持株会社体制という新体制の実現によるシナジー効果及び持株会社体制によるメリットを十分に発揮させるにあたっては、当社及び対象者の両事業に関する深い理解を持つ経営者の下、双方の強みを生かし、弱みを補完するような企業経営を行うことが最も重要なことと考えております。この点、両社の事業内容を熟知している当社の代表取締役社長であり、対象者の取締役会長である宇野氏の強力なリーダーシップの下、同氏が議決権のマジョリティを保有する当社が主体となって、両社を再び同じ企業グループとし、新体制により両社を経営していく本経営統合が、両社の企業価値向上のために最も望ましいと考えるに至りました。

当社としては、本経営統合を実行した場合には、短期的には多額の買収資金の調達が必要となるため、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあるものの、本経営統合を行うことにより新たな成長ステージに移行できる可能性があると考えております。

一方、当社としては、本経営統合を実行しない場合には、外部環境が大きく変化し続ける中で競争優位性を確保し成長を続けることが難しくなる可能性も否定できず、本経営統合の方法は、将来の事業環境や競争環境によっては必ずしも期待通りの成果が得られるとは限られない中、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある悪影響を回避、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するためにも最も有効な手段であると考えております。

以上のような経緯を経て、当社は、平成29年1月に本経営統合を実行するために公開買付者を設立し、公開買付者は、平成29年2月13日に、本経営統合の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

②対象者の概要

名 称	株式会社USEN
所 在 地	東京都港区北青山三丁目1番2号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田村 公正
事 業 内 容	音楽配信事業、業務用システム事業、ICT事業、その他事業
資 本 金	60億円（平成28年8月31日現在）
設 立 年 月 日	昭和39年9月7日

③取得会社の概要

名 称	株式会社U-NEXT SPC1
所 在 地	東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
代表者の役職・氏名	代表取締役 宇野 康秀
事 業 内 容	純粋持株会社
資 本 金	1百万円（平成29年2月13日現在）
設 立 年 月 日	平成29年1月13日

④本公開買付けの概要

公開買付者は、本経営統合の一環として、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除いた対象者株式のすべてを取得し、対象者を非公開化することを目的として公開買付けを実施いたします。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を71,465,300株としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限（71,465,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

買 付 予 定 数	134,616,160株
買付予定数の下限	71,465,300株
買付予定数の上限	なし
公 開 買 付 期 間	平成29年2月14日（火曜日）から平成29年3月28日（火曜日）まで（30営業日）
買 付 け 等 の 価 格	普通株式1株につき、金461円
買 付 代 金	約62,058百万円 （注：買付代金は買付予定数（134,616,160株）に本公開買付けにおける買付け等の価格（1株461円）を乗じた金額）
決 済 開 始 予 定 日	平成29年4月4日
買付資金の調達方法	銀行借入

⑤本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

1.宇野氏との間の不応募契約

本公開買付けに際して、公開買付者は、平成29年2月13日付で、宇野氏との間で、その所有する対象者株式のすべて（63,400,402株、所有割合30.77%）について本公開買付けに応募しない旨の不応募契約を締結しております。

（注）「所有割合」とは、対象者が平成29年1月13日に提出した第53期第1四半期報告書に記載された平成28年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（207,148,891株）から対象者が平成29年1月11日に公表した「平成29年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成28年11月30日現在の対象者が所有する自己株式数（1,103,104株）を控除した株式数（206,045,787株）に対する割合（小数点以下第三位は四捨五入）をいいます。以下同じです。

2.光通信との間の応募契約

本公開買付けに際して、公開買付者は、平成29年2月13日付で、光通信との間で、その所有する対象者株式の一部（下記「4.ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社との間の応募契約」において後述するジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社との間の応募契約（以下「応募契約②」といいます。）が締結された場合は28,205,437株、所有割合13.69%、応募契約②が締結されない場合は29,380,335株、所有割合14.26%）並びに光通信の子会社である株式会社インフォサービスが所有する対象者株式のすべて

（4,146,300株、所有割合2.01%）及び株式会社ブロードピークが所有する対象者株式のすべて（224,100株、所有割合0.11%）（応募契約②が締結された場合は以上3社合計32,575,837株、所有割合15.81%、応募契約②が締結されない場合は以上3社合計33,750,735株、所有割合16.38%）について本公開買付けに応募する旨を内容とする応募契約を締結しております。なお、公開買付者は、上記応募契約において、光通信との間で、所有する対象者株式の一部（応募契約②が締結された場合は9,204,023株、所有割合4.47%、応募契約②が締結されない場合は8,029,125株、所有割合3.90%）については、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

3.対象者との間の基本合意書

本公開買付けに際して、当社及び対象者は、本経営統合の方法やスケジュール及び当社と対象者の合併比率等に関して、平成29年2月13日付で本経営統合に関する基本合意書を締結しております。

4.ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社との間の応募契約

公開買付者は、公開買付期間中に、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社（以下「GS」といいます。）との間で、その所有する対象者株式の一部（13,695,951株、所有割合6.65%）について本公開買付けに応募し、その残部（10,813,859株、所有割合5.25%）について本公開買付けに応募しない旨の契約を締結することを希望しております。当該応募契約の締結については、本日現在、GSとの間で誠実に協議を行っており、必要な手続を進めていく予定です。

(2)資金の借入の件

当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1は、平成29年2月13日開催の取締役会において、株式会社U-NEXT SPC1が平成29年3月30日付で以下のシンジケートローン契約を締結する旨を決議しました。

①借入の理由

当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1が、株式会社USEN（コード：4842）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付けにより取得することとなり（詳細につきましては、上記(1)をご参照ください。）、その取得資金、及び株式会社USENの既存の借入のリファイナンスに充当するために株式会社U-NEXT SPC1がシンジケートローンによる資金の新規借入を行います。

②シンジケートローン契約の概要

1. 組成総額 945億円

タームローン金額	800億円
ブリッジローン金額	95億円
コミットメントライン貸付	極度額50億円

2. 契約予定日 平成29年3月30日

3. 担保の有無 有（株式会社U-NEXT SPC1が取得するUSEN株式等）

4. 適用利率 基準金利+スプレッド

5. アレンジャー兼エージェント 株式会社みずほ銀行

6. シンジケート団 未定

7. 借入満期日 平成36年3月30日

8. 財務制限条項

各年度の年度決算における連結の損益計算書の経常損益、各年度の年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部の金額、各年度の間接決算期末又は年度決算期末における連結の損益計算書の営業損益等により算出される一定の指数等を基準とした財務制限条項が付加される予定です。

(3)重要な子会社等設立の件

当社は、平成29年1月17日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機との間で、MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者、以下「MVNO」）事業の運営を行う合併会社設立に関する基本合意書を締結することを決議し、平成29年1月25日に合併会社を設立いたしました。

①合併会社設立の目的

当社は、約3年前からMVNO事業としてモバイル通信サービス「U-mobile」の運営・提供を行い、実績を重ねて参りました。その後、平成28年より複数のMVNE（Mobile Virtual Network Enabler：MVNO事業を支援する事業、以下「MVNE」）と提携し、マルチMVNEでのサービスを提供して参りました。

一方、ヤマダ電機は、家電量販店業界最大手の企業で、家電製品の販売だけでなく、「YAMADA SIM powered by U-mobile」のモバイル通信サービスの提供も行っております。昨今、MVNO業界は、新規参入などが相次ぎ競争が激化しております。

今後、更に顧客の獲得を推進するうえで、「家電量販店として唯一、全国に販売網を持つヤマダ電機」と「様々な販売チャネルを有し、モバイル通信サービスを運営してきたU-NEXT」がパートナーシップを組むことが最善であると判断し、合併会社を設立することとなりました。新会社は、U-NEXTの既存サービス運営やマルチMVNE展開のノウハウとヤマダ電機が持つ販売力を融合させ、競争が激化するMVNO業界を勝ち抜き、魅力的で快適なインターネットサービスの利用促進に貢献して参ります。

②合併会社の概要

- 1.商号：Y.U-mobile株式会社
- 2.所在地：東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
- 3.代表者：二宮 康真
- 4.事業内容：MVNOサービスの運営及び提供
- 5.資本金：1億円
- 6.設立日：平成29年1月25日
- 7.出資比率：当社 51.0%、株式会社ヤマダ電機 49.0%

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

イ. その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法（ただし平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

構築物 20年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、投資の効果が及ぶ期間（5年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進を目的とするキャッシュバック制度及びポイント制度に基づく費用負担に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップを実施し、特例処理の要件を充たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
当社の内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

当該会計方針の変更に伴う計算書類に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に係る注記

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「繰延税金資産」は28百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 815,933千円 |
| 上記、減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 | |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 218,371千円 |
| ② 短期金銭債務 | 118,224千円 |
| (3) 担保に供している資産および担保に係る債務 | |
| ① 担保に供している資産 | |
| 売掛金 | 1,272,041千円 |
| その他流動資産(預託金) | 132,000千円 |
| 合計 | 1,404,041千円 |
| ② 担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 1,189,358千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 314,449千円

仕入高 466,957千円

販売費及び一般管理費 658,964千円

営業取引以外の取引による取引高 2,281千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額 353,207千円

未払事業税 12,124千円

販売促進引当金 5,819千円

減価償却超過額 212,174千円

たな卸資産 68,121千円

関係会社株式評価損 13,166千円

一括償却資産超過額 11,069千円

売上原価見積計上額 15,488千円

未払費用 9,462千円

税務売上認識額 111,540千円

その他 21,249千円

計 833,424千円

評価性引当額 △164,457千円

繰延税金資産合計 668,967千円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産 493,063千円

固定資産－その他 175,903千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

取引に重要性がないため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 207円13銭

(2) 1株当たり当期純損失 △66円89銭

9. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1（以下「公開買付者」といいます。）は、平成29年2月13日開催の取締役会において、公開買付者が、株式会社USEN（以下「対象者」といい、対象者の普通株式を「対象者株式」といいます。）が所有する自己株式及び不応募対象株式（宇野康秀氏（以下「宇野氏」といいます。）が所有する対象者株式のすべて及び株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）が所有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者株式をいいます。また、下記「5. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 光通信との間の応募契約」に定義する応募契約②が締結された場合は応募契約②において本公開買付けに応募しない旨を合意した対象者株式を含みます。以下同じです。）を除く対象者株式のすべてを金融商品取引法に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得し、対象者株式を非公開化したうえで、その後の一連の組織再編を通じて、当社と対象者との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施することを決議しました。
詳細につきましては、連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。
- (2) 当社及び当社の連結子会社である株式会社U-NEXT SPC1は、平成29年2月13日開催の取締役会において、株式会社U-NEXT SPC1が平成29年3月30日付で以下のシンジケートローン契約を締結する旨を決議しました。
詳細につきましては、連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。
- (3) 当社は、平成29年1月17日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機との間で、MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者、以下「MVNO」）事業の運営を行う合併会社設立に関する基本合意書を締結することを決議し、平成29年1月25日に合併会社を設立致しました。
詳細につきましては、連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。